

加総第1101号
令和5年2月1日

全国再エネ問題連絡会
共同代表 室谷 悠子 様

宮城県加美町長 猪股 洋 文



風力発電事業に関する質問について

令和4年10月6日付の河北新報（宮城県地方紙）朝刊に、貴職が、当町が風力発電事業者と結んだ地上権設定契約に触れ、「事業者に有利な一方的な契約だ」との見解を示したと記載されております。

そこで、当町から貴職に対して、契約書のどの部分がどのような理由で事業者に有利なのか明らかにしていただきたく、令和4年10月17日付で質問をお送りいたしました。

その質問に対して、貴職からは、令和4年11月1日付で「ご質問」という文書を送付いただきました。

当町では、貴職からの「ご質問」への回答と、令和4年10月17日付の当町からの質問に対して改めて回答をお願いする文書を令和4年11月29日付でお送りしておりますが、いまだ回答がありません。

令和4年10月17日付で貴職宛てにお送りした質問からすでに3ヶ月以上が経過しており、また、改めて回答をお願いした令和4年11月29日付の文書に対しても遅延の連絡も受けておりません。

貴職の「事業者に有利な一方的な契約」との見解について、契約書のどの部分がどのような理由で事業者に有利なのか明らかにしていただきたく、改めて質問させていただきますので、令和5年2月10日まで回答いただきますようお願いいたします。回答が出来ない場合は、その理由について、同期日まで書面により回答願います。

なお、本質問及び貴職からの回答については、公の場で説明する場合もございますので、あらかじめご了承ください。



加 総 第 7 2 8 号
令和4年10月17日

全国再エネ問題連絡会
共同代表 室谷 悠子 様

宮城県加美町長 猪 股 洋 文

風力発電事業に関する質問について

令和4年10月6日付の河北新報（宮城県地方紙）朝刊に、令和4年10月4日夜に「加美の風力発電を考えるチーム中新田」の集会が開催されたとの記事が掲載されておりました。

記事によると、全国再エネ問題連絡会の共同代表である貴職が、ビデオメッセージで『町が風力発電事業者と結んだ町有林の地上権設定契約に触れ「事業者に有利な一方的な契約だ」との見解を示した。』と記載されております。

しかし、当町としましては、貴職がおっしゃるような事業者に有利な一方的な契約という認識は持っておりません。

そこで、契約書のどの部分が、どのような理由で事業者に有利なのか、明らかにしていただきたく質問いたしますので、お忙しいところ恐れ入りますが、令和4年10月31日までご回答頂きますようお願い致します。



2022年11月1日

宮城県加美町
町長 猪股 洋文 様

〒662-0042
兵庫県西宮市分銅町1-4
全国再エネ問題連絡会共同代表
室谷 悠子

ご質問

前略 お世話になります。

令和4年10月4日夜に「加美の風力発電を考えるチーム中新田」の集会が開催された際の当職のビデオの発言について、ご質問をいただきました。

ご質問に対する回答は追って差し上げようと思いましたが、その前に貴町にご確認したいことがございます。

- 1 当職の回答は、公開する前提でご質問をいただいていますでしょうか。
- 2 貴町と風力発電事業者との契約書については、当職も貴町や貴殿にご質問したいことがありますが、ご対応いただけるでしょうか。

当職からの回答に先立って、ご回答いただけますと幸いです。
よろしく願いいたします。

草々



加 総 第 8 6 0 号
令和4年11月29日

全国再エネ問題連絡会
共同代表 室谷 悠子 様

宮城県加美町長 猪 股 洋 文

ご質問に対する回答について

貴職より令和4年11月1日付けで送付のありましたご質問に対して、下記のとおり回答いたします。

なお、当町から貴職に対して10月17日付けで貴職の発言についての質問をしておりますが、いまだ回答がありません。当町からの質問に対してご回答いただきますよう、改めてお願いいたします。

記

- 1 当職の回答は、公開する前提で質問をいただいていますでしょうか。

回 答

ご回答いただいた全文をホームページ等で公開する予定はありませんが、必要に応じ、貴職からの回答について公の場で説明する場合もございますので、ご承知願います。

- 2 貴町と風力発電事業者との契約書については、当職も貴町や貴殿にご質問したいことがあります。ご対応いただけるでしょうか。

回 答

貴職から当町へのご質問に対して町がどのような対応を取るかは、ご質問の内容いかんによるものと思われま。

加美町長 猪股 洋文 様

ご回答及びご質問

令和5年2月8日

全国再エネ問題連絡会 共同代表 室谷 悠子
(連絡先) 事務局 (一般財団法人日本熊森協会内)
〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町1-4
TEL : 0798-22-4190 / FAX : 0798-22-4196
E-mail : saiene@kumamori.org

前略

お世話になります。

ご質問をいただいております貴町と合同会社JRE宮城加美との地上権設定契約書(以下、「本件契約書」と言います)についてご回答いたします。

また、本件契約書については、当職も質問がありますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

草々

【ご質問へのご回答】

当職が、本件契約書について、貴町及び住民の立場から見た場合、問題がある点と考える点は、概ね以下のとおりです。

なお、昨年11月12日に貴町で開催されたシンポジウム「風力発電について専門家と考える会」でも当職の見解をのべさせていただいており、動画が公開されているとお聞きしております。

1 土地の修繕義務について(第6条2項)

地上権の一般原則では地上権設定者は修繕義務を負担しないことになっており、貴町がこれを負担するのは一般原則からして不利な内容となっております。情報公開等でいくつか風力発電事業者と自治体等の契約書を確認しましたが、いずれも修繕義務は事業者となっていました。

2 責任財産限定条項等について(第12条2項及び3項、5項及び6項)

原状回復のみならず、山間部の風力発電については事故や災害等のリスクもあり、ただでさえ合同会社として事業の出資をしているジャパン・リニューア

ブル・エナジー株式会社本体とは切り離され、基礎財産が少ない合同会社に対し、責任財産の限定や債権保全のための重要な権利を放棄する契約は貴町に不利な契約と考えます。このような契約をしなければ風力発電開発はできないということは、他の自治体等と風力発電事業者との契約を見てもないように思います。

なお、これらの条項を含む契約を議会の決議なしに締結することは地方自治法 96 条 1 項 10 号に抵触しないでしょうか。

3 秘密保持条項について（12 条 4 項）

私が確認した他の事例ではこのような条項はなく、わざわざ貴町に守秘義務を課すこのような条項を入れた意味を知りたいと考えています。通常解釈をすれば、たとえば風車建設や管理に関し、斜面の崩落等の事故があつて、町に報告があつても、事業者の同意を得てからでないと住民等情報を開示できないということにならないのでしょうか。

【貴町へのご質問】

1 本件契約書の責任財産限定契約等の部分については、地方自治法第 96 条 1 項 10 号の「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」に該当し、加美町議会の議決がなければできない契約ではないでしょうか。

もし、同法に違反する場合は議会へ決議を求められますか？

貴町の見解をお聞かせいただきたいです。

2 貴町では、風車の建設や管理に使う道路については、合同会社 JRE 宮城加美に、町有地を承役地として地役権を設定しておられるようですが、今後、風車の建設にあたり、既存の道路を拡張する予定はないのでしょうか。

仮に拡張する場合は、いつ、誰が工事を行うのでしょうか。

以上